

大田区ベビーシッター利用支援事業

(一時預かり利用支援)

令和 **8** 年度



育児のサポートに



ちょっとした外出に



リモートワークに



リフレッシュに

事業内容

仕事などの日常生活上の突発的な事情のほか、リフレッシュ目的での利用など様々な用途で、一時的に保育が必要となった際に利用するベビーシッターの利用料を区が補助します。

補助対象者

未就学児（0歳から満6歳に達する年度の末日まで）の保護者
※障がい児の場合は、満12歳に達する年度の末日までの児童の保護者

利用上限時間

児童1人あたり **144** 時間 / 年間
(多胎児、障がい児、ひとり親家庭の方は、児童1人あたり上限 288 時間 / 年間)

補助上限金額

上限 **2,500** 円 / 時間 (午前7時～午後10時利用の場合)
上限 **3,500** 円 / 時間 (午後10時～翌午前7時利用の場合)

申請はこちら

▶大田区の
ホームページはこちら



※Automated translation tools available

大田区ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援) コールセンター

0120-462-887

【受付時間】

9:00～17:00 (土日・祝日を除く)

対象利用料

令和8年4月1日～令和9年3月31日に利用したベビーシッター利用料のうち、保護者が事業者を支払った純然たる保育サービス利用料（税込み）が対象です。各オプション・加算料金の取り扱いについては以下のとおりです。

補助対象

利用時間帯による加算、利用日による加算（土日祝、年末年始、お盆等）、延長料金加算、児童の年齢による加算、病児病後児利用加算、保育を伴う送迎（園へのお迎え+自宅等での保育）、沐浴補助に係る料金、共同保育に係る料金、消費税（補助対象利用料にかかる消費税のみ補助対象となります。）

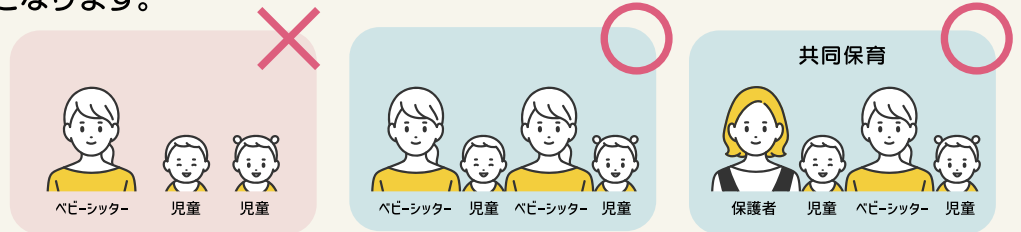
補助対象外

入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費分、家事援助、送迎のみの利用料、手数料、予約に係る加算料金（直前予約等）、事前面談に係る料金、各種オプション料金（自宅外保育の追加経費、ピアノ指導・英会話授業等学習指導）

※クーポン等を利用した場合は、その額を差し引いた後の料金が補助対象となります。
※対象利用料の詳細は大田区ホームページをご確認ください。

保育基準

児童1人に対しベビーシッター1人の配置により提供されるものです。共同保育も対象となります。



利用の流れ

STEP
01



事業者選択・契約

東京都の認定事業者一覧からベビーシッター事業者を選び、直接利用契約を結びます。
※「一時預かり利用支援」を活用したい旨を必ずお伝えください。

STEP
02



サービス利用

ベビーシッター利用時に、事業者に対して利用料金を支払います。事業者からはベビーシッター要件証明書と領収書を受け取ってください。

STEP
03



申請

必要書類を添付し電子申請または郵送で申請してください。
※電子申請は区ホームページ内のLoGoフォームから申請できます。
※郵送による申請の場合は以下書類提出先まで送付ください。

STEP
04



審査・交付決定

申請書類の審査後、不備がなければ「交付決定通知書」が発送されます。

STEP
05



入金

交付決定通知書の到着後、申請時に指定頂いた口座へ補助金交付決定額を振り込みます。

※必要書類等の詳細については大田区ホームページをご覧ください。コールセンターへお問い合わせください。

書類提出先（郵送）

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2-65-18 池袋 WEST ビル 2 階
大田区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）事務局宛

※申請受付およびコールセンターは、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社に委託しています。

事務局は令和8年度中に移転を予定しております。郵送で書類を提出いただく場合は、大田区ホームページの最新情報をご確認のうえ、郵送いただけますようお願いいたします。

認定事業者

本事業の対象となる認定事業者については東京都ホームページをご確認ください。



認定事業者二次元コード

FAQ

よくある質問については大田区ホームページをご確認ください。



※Automated translation tools available [大田区ホームページ](#)